

益田労働基準監督署発表  
令和7年9月5日(金)

担当者

益田労働基準監督署  
署長 杉本 渉  
○監督・安衛課長 勝部 貴之  
電話 0856 - 22 - 2351

### 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(虚偽の労働者死傷病報告を提出した疑い)

益田労働基準監督署(署長:杉本<sup>すぎもと</sup> 渉<sup>わたる</sup>)は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、下記の被疑者を松江地方検察庁益田支部に書類送検しました。

#### 1 被疑者

(1) 西日本クリーンサービス株式会社

所在地: 島根県益田市高津町

事業内容: ビルメンテナンス業

(2) A(当時 取締役)(男性, 享年 59 歳)

(3) 専務取締役 B(当時 常務取締役)(男性, 56 歳)

#### 2 事件の概要

令和5年4月3日、島根県鹿足郡津和野町内の林道工事現場において、被疑会社の労働者Cがダンプトラックの運転を行っていた際に、当該ダンプトラックが路肩で横転し、腰椎骨折等により休業4日以上を要する労働災害が発生したにもかかわらず、被疑者A及び被疑者Bは共謀の上、令和5年4月28日、同災害について虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出し、もって虚偽の報告をしたもの。

### 3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働災害その他就業中の負傷等のため、死亡又は休業した場合は、事業場を管轄する労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなければならないとされていますが、被疑者A及び被疑者Bは共謀の上、本件労働災害の発生事実と異なる虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を、所轄の益田労働基準監督署長に提出した疑いがあるものです。

### 4 違反条文

西日本クリーンサービス株式会社について

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

被疑者A、被疑者Bについて

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

刑法第60条

### 5 同種違反防止の取組

労働者死傷病報告を故意に提出しないものや虚偽の内容を記載して提出する「労災かくし」は、

- （1）被災者の治療や補償が適切に行われぬおそれがある
- （2）事実の隠ぺいにより、同種災害の再発防止対策が適切に行われぬおそれがある
- （3）労働基準監督署が事実を把握できないことにより、労働災害の防止に向けた行政の適切な遂行が妨げられるおそれがある

など、影響が多方面に及ぶ悪質な行為になります。

労働基準監督署では、このような事案の排除のため臨検監督等あらゆる機会を通じ、事案に基づいた労働者死傷病報告の提出を適正に行うよう指導を徹底しており万が一「労災かくし」の存在が明らかとなった場合は、厳正な措置を講じているところです。

## 関 係 法 令

### 労働安全衛生法 第 100 条第 1 項（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### 同法 第 120 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 五 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

### 労働安全衛生規則 第 97 条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、様式第 24 号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

なお、同規則第 97 条については、令和 6 年厚生労働省令第 45 号により次のとおり改正され、令和 7 年 1 月 1 日から施行されています。

### 労働安全衛生規則 第 97 条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第 4 号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第 9 号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。